

1-(3)

食品衛生管理について

食品衛生管理について、社会福祉施設・介護老人保健施設等については、従来より「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき実施いただいておりますが、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等においては、その施設のケアの特徴や規模から名古屋市として基本方針を定め、平成25年5月1日に通知しました。

平成25年5月1日

関係施設長 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等における 食品衛生の基本方針について（通知）

従来、社会福祉施設における食品衛生管理については「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき実施していただいております。しかし、認知症対応型共同生活介護におけるケアは、「入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない」とされていることから、各施設における食品衛生管理については以下のように取り扱いを定めました。また、小規模多機能型居宅介護等の厨房の衛生管理においても以下に準じて取り扱うものとして定めましたので、通知します。

なお、本件は、本市食品衛生担当課と協議済みであることを申し添えます。

記

食品衛生の基本方針について

1. 手洗い及び手洗い場

調理作業前及び肉や魚、卵を取り扱った後には、石鹼を使用し、しっかり手洗いを行うこと。調理作業時の手洗いは、トイレ使用后とは別途の場所とすることが望ましい。また、手洗い後のタオルは個人持ちとし、共用にはしないこと。

2. 調理従事者の体調管理

下痢やおう吐、手指等に化膿創がある者は、盛り付けを含め調理作業に従事しないこと。

3. 調理器具の洗浄及び消毒

まな板、包丁等は肉魚用、野菜用と用途別に用意し、定期的に消毒を行うこと。他の調理器具については、衛生的に洗浄し、保管すること。

4. 食器の洗浄及び消毒

家庭用食器乾燥機など用い、衛生的に洗浄、乾燥及び保管すること。

5. ふきん及びスポンジ

1日に1回以上、消毒及び乾燥させること。

6. 検食

食事前の検食は不要とするが、味見など事前の確認は行うこと。

7. 中心温度の測定

記録等は不要とするが、調理時に温度計を用い確認することが望ましい。

(名古屋市健康福祉局高齢福祉部)
介護保険課 TEL052-972-2592

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」について

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」が改訂されました。以下、改訂のポイントを参考に各施設においても「感染対策マニュアル」の見直しをお願いします。マニュアル全文は、下記URLから参照できます。

厚生労働省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月）」の公表について
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月）

1. マニュアルとガイドラインの内容の統合と記述の充実

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成17年3月）」をもとに、「特別養護老人ホームにおける感染対策ガイドライン（平成19年3月）」の内容を統合しました。また、近年の施設における感染症の動向や新たな知見を踏まえ、記述内容を全体的に見直し、現場で参考としやすくなるよう具体化・明確化しました。

2. 入所者の人権の尊重と感染症に対する正しい理解の一層の促進

入所者の人権を尊重する観点から、入所時の健康状態の把握とサービス提供の可否の判断等についての記載を追加しました。また、職員を対象とした研修については、従前から行われている感染症予防や感染拡大を防止する観点からの内容に加え、感染症に対する正しい理解を促進し、特に慢性感染症（HIV感染症、肝炎等）罹患者等に対する偏見や差別をなくす観点からの内容も含むよう、記述を追加しました。

3. 職員の健康管理の内容の充実

感染媒介となりうる職員の健康管理に関する内容について具体的な記述を追加しました。また、職員が入所者の血液等に直接触れる事例が発生した場合に備えた職業感染対策の内容を追加しました。

4. 職種ごとに取り組むべきことの明示

「感染症発生時の対応」について、職種ごとに取り組むべきことを明示し、介護職員、看護職員と配置医師が連携して速やかに対応できるよう、内容を明確化しました。

5. 個別の感染対策の内容の充実

① 感染経路別予防措置策の見直し

標準予防措置策（スタンダード・プリコーション）に加えて取り組むべき感染経路別予防策の内容を見直しました。

② 薬剤耐性菌についての内容を追加

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）と緑膿菌の内容をまとめ、薬剤耐性菌として整理し、内容を追加しました。

③ 肺炎マイコプラズマ、誤嚥性肺炎の追加

高齢者介護施設で問題となる可能性の高い疾患として、新たに「肺炎マイコプラズマ」と「誤嚥性肺炎」を追加しました。

6. 掲載している法令、通知等の更新

付録等に掲載している法令や通知を最新のものに更新しました。

※食事を提供している各施設・事業所におかれましては、集団給食施設届が必要な場合がありますので、ご確認をお願いいたします。

給食の供給を始められる方へ(集団給食施設届について)

学校、病院、社会福祉施設などにおいて食事の供給をするときは、食数等に応じてその旨を届出する必要があります。



どんなときに届出が必要になる？

学校、病院、社会福祉施設、寮などの施設において、継続的に10人以上の者に食事の供給をする場合は、施設管理者がその旨を保健所長に届け出る必要があります。

☆「**集団給食施設届**」、名古屋市食品衛生法等施行細則第15条

☆ 提出先；施設の平面図を添えて、施設のある区の保健所生活環境課食品獣疫担当

ただし次の場合は届出の必要はありません。

- 健康増進法に基づく特定給食開始届を提出している施設（特定給食施設※）については、再び届出をする必要はありません。
- 食品衛生法による飲食店営業の許可を取得している場合（例；施設内において、食堂経営を行なう場合など一個の独立した営業として営まれるもの）は、届出の対象にはなりません。

※特定給食施設

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもので、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。

詳しくは、事前に各区の保健所へご相談ください。

1-(4)

高齢者虐待の防止について

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が施行されています。この法律は、「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念とし、高齢者の権利利益の擁護を目的としています。

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者虐待の防止についても規定されています。介護サービスの提供にあたっては、下記に留意し事業運営してください。

記

❖ 養介護施設・事業所の責務（高齢者虐待防止法第20条）

高齢者虐待防止法において、養介護施設の設置者や養介護事業を行う者は、①従事者等の研修の実施、②サービスを受ける高齢者及びその家族からの苦情処理の体制整備を行い、③その他従業者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる義務があると定められており、虐待の防止・発見・対応の責任は、従業者個人の問題だけではなく、施設・事業所そのものにもあります。

❖ 「高齢者虐待」のとらえ方と対応が必要な範囲

高齢者虐待とは、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」とされています。（高齢者虐待防止法第2条第5項）

しかし、「高齢者の尊厳の保持」の観点からは、高齢者虐待防止法の規定からは虐待にあたるか判断しがたくとも、「高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること」と広く捉え、防止・対応を図ることが必要です。

❖ 身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合（※）を除き身体拘束は原則禁止とされています。「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束の実施は、原則すべて高齢者虐待に該当します。身体拘束の実施は本人の精神的苦痛・身体機能の低下等の大きな弊害、家族・親族等の精神的苦痛をもたらし、ケアを行う側の士気の低下をも招きます。

※「緊急やむを得ない」場合に身体拘束を実施する場合においては、「例外3原則」（①切迫性②非代替性③一時性）をすべて満たしていることを確認し、実施時には「慎重な手続き」をとることが必要です。

【例外 3 原則】

- ①切迫性：本人や他の入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がない
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

【慎重な手続き】

- ①例外 3 原則の確認等手続きを、「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する。
- ②本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等をできる限り詳しく文書で説明し、十分な理解を得る。
- ③状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。

❖ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」における通報の義務

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務を規定し、特に高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない義務が課せられています。なお、養介護施設従事者等は、自分の働いている施設などで高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、通報義務が生じます。

また、高齢者虐待について通報等を行った従業者は通報を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないことと規定されています(虚偽・過失である通報を除く)。これは、高齢者虐待の問題を施設・事業所の中だけで抱え込まずに早期発見・早期対応をはかるための規定です(高齢者虐待防止法第 21 条第 7 項)

❖ 通報等を受けた後の対応

高齢者虐待の通報を受けた市町村は、関係者(機関)と連携協力の上、高齢者の安全確認や事実確認をした上で、必要な対応を実施します。高齢者の安全の確保のため、積極的な介入が必要と判断された場合は、施設・事業所へ立入調査等を行い事実の確認をします。確認により、高齢者虐待が疑われる場合においては、施設・事業所等に対し老人福祉法・介護保険法の規定による権限行使(事業所・施設からの報告徴収、改善命令、勧告、指定取消等)を講じることとなっています。(高齢者虐待防止法第 24 条)